

葉	山	町	みどり豊かな住みよいまちづくり				
近	郊	緑	地	保	全	区	域

近郊緑地保全区域について

近郊緑地保全区域とは、首都圏整備法の近郊整備地帯において、良好な自然環境を有する緑地を保全し、住民の健全な生活環境を確保し、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止する目的で、首都圏近郊緑地保全法によって定められた区域です。特に重要な区域は「近郊緑地特別保全地区」として都市計画決定され、保全の強化が図られています。

1 首都圏近郊緑地保全区域

葉山町の首都圏近郊緑地保全区域は次のとおりです。

名称	面積
衣笠・大楠山近郊緑地保全区域	約 958ha (葉山町分 272.5 ha)
逗子・葉山近郊緑地保全区域	約 1087ha (葉山町分 805.49ha)
三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区	約 33.2ha

2 近郊緑地保全区域内で届出が必要な行為

近郊緑地保全区域内では、次の行為をしようとする場合町長に届出が必要です。なお、届出の受理にあたっては、おおむね風致地区内行為許可に準じて指導しています。

届出対象行為	主な指導内容	主な届出不要行為
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建築物、工作物の位置、規模、形態及び意匠が周辺の風致と調和するよう努めること ➢ 敷地面積の20%以上の植栽等を行うよう努めること 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地下に設ける建築物、工作物の新築等 ➢ 高さ5m以下、床面積の合計が10㎡以下の建築物の改築又は増築 ➢ 仮設の工作物の新築等 ➢ 高さ5m以下の工作物の新築等
宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地を設けるよう努めること(行為面積の20%以上) ➢ 5m以上の高さののりを生ずる切土又は盛土を生じないように努めること 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 面積が60㎡以下で高さが5mを超えるのり(盛土や切土の斜面状の部分)を生じないもの
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 周辺の風致を損なうおそれが少なく、かつ、次のいずれかに該当するよう努めること <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の新築、宅地の造成などを行うための最小限度の伐採 ● 森林の択抜 ● 伐採後の成林が確実な森林の皆伐(1ha以下に限る) ● 森林である土地の区域外における木竹の伐採 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 間伐、枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した樹木や危険な樹木の伐採等 ➢ 高さ15m以下、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5mを超えない独立木の伐採
水面の埋め立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 植栽を行うこと等により、埋立後の地ぼうが周辺の風致と調和するよう努めること 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 面積が60㎡以下の水面の埋立て又は干拓
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないよう努めること 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 面積が60㎡以下で高さが1.5m以下の堆積

3 届出に必要な書類

近郊緑地保全地区内における行為の届出は、届出書、計画書（建築物計画書、土地の形質変更計画書など行為によって区分）及び次表の行為区分別図書を添えて 1 部提出してください。

行為の区分	図面の種類	図面に明示しなければならない事項
建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等
	配置図	縮尺（600 分の 1 以上）方位、敷地の境界線、敷地内の既存の建築物その他の主要工作物、木竹等との関係、敷地内の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員
	平面図	縮尺（200 分の 1 以上）
	立面図	縮尺（200 分の 1 以上）主要部分の材料の種類、仕上方法及び色彩（4 面を原則とする。）
	構造図	縮尺（50 分の 1 以上） 立面図に「最高の高さ」の記載があれば不要
	植栽計画図	縮尺（600 分の 1 以上）方位、敷地の境界線、既存樹木並びに植樹木の位置、樹種及び大きさ 配地図に併記可
土地の形質の変更、水面の埋立て若しくは干拓又は土石の類の採取	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等
	地形図	縮尺（600 分の 1 以上）方位、行為地の境界線、等高線及び植生の概要
	計画平面図	縮尺（600 分の 1 以上）方位及び行為地の境界線
	植栽計画図	縮尺（600 分の 1 以上）方位、敷地の境界線、既存樹木並びに植樹木の位置、樹種及び大きさ
	縦横断面図	縮尺（600 分の 1 以上）（現況及び行為後を対比できるようにする。）
木竹の伐採	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等
	現況平面図	縮尺（600 分の 1 以上）方位、行為地の境界線及び等高線
	計画平面図	縮尺（600 分の 1 以上）方位、行為地の境界線及び伐採木又は伐採林の位置又は区域
屋外広告物の表示又は掲出	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等
	平面図	縮尺（50 分の 1 以上）
	立面図	縮尺（50 分の 1 以上）及び色彩
	構造図	縮尺（50 分の 1 以上）
屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたまり積	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等
	現況平面図	縮尺（600 分の 1 以上）方位、行為地の境界線及び等高線
	計画平面図	縮尺（600 分の 1 以上）方位、行為地の境界線（届出行為の変更の場合は、対照平面図とする。）
	縦横断面図	縮尺（600 分の 1 以上）（現況及び行為後を対比できるようにする。）

近郊緑地保全地区内における行為の届出と、風致地区内における行為の許可申請は併願することができます。この場合、申請書等に添付する図書は 1 部となります。

4 首都圏近郊緑地保全法と都市緑地法(旧都市緑地保全法)

首都圏近郊緑地保全法は、昭和 41 年に制定された首都圏近郊の緑地保全制度であり、昭和 48 年全国的な緑地保全制度として制定されたのが都市緑地法(旧都市緑地保全法)です。

旧都市緑地保全法の制定に伴う首都圏近郊緑地保全法の改正では、近郊緑地特別保全地区が都市緑地法に基づく緑地保全地区にみなされ、近郊緑地特別保全地区内における行為は、都市緑地法に基づく許可を要するようになりました。